

立命館大學白川靜記念東洋文字文化研究所
第七號拔刷 二〇一三年七月発行

続「書契」考

山
田
崇
仁

続「書契」考

山田 崇 仁

はじめに

以前、拙稿「書契考」（以下、山田二〇〇九と表記）にて、文字史や書道史の文脈において従来文字すなわち書記記号の古称であると認識されてきた「書契」について、その出典である『易』繫辭下伝「上古は結繩して治め、後世聖人之に易ふるに書契を以てす」の解釈の系譜上、書契が「書記記号の古風な表現」を指さないことを明らかにした。また、そのような解釈が提示されるようになった時期は、劉歆に始まる可能性があるが、実際にその意味で使用することが確言できるのは、班固に始まることも併せて明らかにした。

山田二〇〇九では、「書契」という表記と『易』や他の先秦文献における使用状況とその解釈の歴史を論述の中心としたが、ここでは「書契」文字の解釈が定着した背景として、統一秦以降前漢のある時期までの間、契の使用が激減し、いわば死語になっていた時期がある点について指摘をした。そして、それについてより理解を深めるためには、先秦から前漢にかけて契と同義として使用されていた券の分析が

必要となることも併せて指摘をした。

そこで本論では、「書契」文字の解釈が提示された理由を解明するために、まず契と券の二字の先秦から前漢にかけての使用状況の変化を追う。そして、「書契」文字の関係が、前漢中期以降の統一秦由来の公的語彙空間に、儒家的語彙が混在するようになった結果生まれたものであることについて述べる。

一 先秦～前漢期にかけての契の使用状況

(一) 先秦期の用例

まずは、秦の天下統一以前（先秦期）の契の用例を見てみよう。先秦期の契の用例の最古の事例は『詩』である。

・抑風／擊鼓

死生契闊。子と説を成せり。子の手を執りて。子と偕に老ひんと。

毛伝「契闊は勤苦なり。』『經典積文』「契、本又た挈に作る。」

・小雅／大東

洌たる汎泉有り。穫薪を浸すこと無かれ。契契として寤歎す。哀

し我が憚人。

毛伝「契契は憂苦なり。」

・大雅／繇

爰に始め爰に謀り。爰に我が亀を契す。

毛伝「契は開なり。」鄭箋「其の亀を契約してこれを卜す。」「経典積文」「契、苦計の反。本又た掣に作る。音、苦結の反。」

大雅「繇」の契について、顔師古『漢書注』叙伝「掣は刻むる也。」

とあるように、「刻む」と解釈する説を論拠の一つとして契を文字の古称であるとする説が提示されている（沈舜乾二〇〇六・二〇一一）。

ただし、この説については林澧二〇〇三が既に指摘しているように、「刻まれていた文字」である甲骨文に牽強付会した説にほかならず、指示できない。

以下、前四世紀～前三世紀の成書が想定される他の経書や諸子百家文献に見える契の事例を挙げた。ただし、殷王朝の始祖である契を指す事例、並びに『墨子』経下・『荀子』議兵のように「掣」へ訂正されるべきもの、及び「掣」の意味で使用しているものについては除外した。

・『禮記』曲禮上

粟を獻ずるものは右契を執る。

・『春秋左氏伝』襄公十年

范宣子曰はく「天子の右する所、寡君もまたこれを右す。左する所もまたこれを左す。」と。王叔氏をして伯輿と要を合せしむ。

王叔氏其の契を挙ぐるに能はず。王叔晉に奔る。

・『老子』七十九章

是を以て聖人、左契を執りて人を責めず。故に徳有るは契を司り、徳無きは徹を司る。

・『管子』大匡

客と有司とは契を別ち、国に至りて契を入る。

・『韓非子』主道

言已に應ずれば、則ち其の契を執り、事已に増さば、則ち其の符を操る。符契の合ふ所は、賞罰の生ずる所なり。

・『韓非子』外儲説左下

一、罪を以て誅を受くれば、人は上を怨まず。明危は子皋を坐せり。功を以て賞を受くれば、臣は君を徳とせず。翟璜は右契を操りて軒に乗り。襄王は知らず、故に昭卯は五乘にして廬を履く。

上任を過たず、臣能を誣いざれば、即ち臣は將に少室周為らんとす。

・『呂氏春秋』察今

楚人に江を渉る者有り。其の劍舟中より水に墜つ。遽に其の舟に契みて曰はく、是れ吾が劍の従りて墜つる所なり。と。舟止まり、其の契みし所の者に従り、水に入りて之を求む。舟は已に行けども劍は行かず。劍を求むること此の若きは、亦た惑はずや。

・『列子』説符

宋人道に遊ぶ有り。人の契を遺すものを見、歸してこれを蔵す。密かに其の齒を數へ、鄰人に告げて曰はく「吾が富待つべし」と。

・『群書治要』卷三六引『申子』大體

明君は身の如し。臣は手の如し。君は号の若し、臣は響の如し。君は其の本を設け、臣は其の末を操る。君は其の要を治め、臣は其の詳を行ふ。君は其の柄を操り、臣は其の常に事ふ。人臣たる者は、契を操りて以て其の名を責む。

・『周禮』天官／宰夫

五に曰く府。官契を掌り、以て蔵を治む。

孫詒讓『周礼正義』「官契、即ち小宰八成の書契なり。」

・『周禮』春官／華氏

華氏。燋契を共して以て卜事を待つことを掌る。凡そ卜するに、明火を以て燋を熱き、遂に其の燋契を歛き、以て卜師に授け、遂にこれを役す。

鄭玄『周礼注』引杜子春説「契は亀を契するの鑿を謂ふなり。」。

・『周禮』考工記／輶人

行くこと数千里にして、馬契需せず。

鄭玄『周礼注』引鄭司農説「契は讀みて、爰に我が亀を契く、の契と為す。」

・『戦国策』西周策

今、君の最をして太子為らしむるは、獨知の契なり。天下未だ之を信する者有らざるなり。

・『戦国策』秦策三

曰く、臣戰ふときは、主を載国に契り、以て王と約す。

・『戦国策』魏策三

芒卯曰はく、臣死罪有り。然りと雖も、臣死さば、則ち契は秦に折けて、王の以て秦を責むる無からん。と。

・『戦国策』韓策三

安成君、東のかた魏に重んぜられ、而して西のかた秦に貴ばれ、右契を操りて公の為に徳を秦・魏の主責めば、地を裂きて諸侯と為らん。公の事なり。

・『戦国策』燕策三

軻自ら事の就らざるを知り、柱に倚りて笑ひ、箕踞して以て罵りて曰はく、事の成らざる所以の者は、乃つ以て生きながら之を劫し、必ず約契を得て以て太子に報せんと欲すればなり。と。

以上の用例からすると、經書や書誌百家文獻に見える契は、「刻み目を有した割り符」・「刻むという行為」・「刻み目」・「開く」などの意味で使用されており、文字に関連する意味では使用されてはいないことが確認される。

では次に、始皇帝統一から前漢武帝期までの状況についてまとめる。

(二) 統一秦〜前漢武帝期の用例

まず注目したいのが、確実な同時代資料である秦簡（統一以前・以降）・漢簡といった出土文字資料の内、律令や各種行政文書では、契が一切使用されないことである。従って、行政用語として契を使用していなかったことが確認される。

では文献ではどうだろうか。確実に前漢武帝期までの用例であると

保証可能な文字資料としては、『淮南子』、『史記』などが挙げられる。また、『漢書』の上奏文や詔勅といった行政文書由来の部分も参考になるだろう。

『淮南子』の用例では、後述する「券契」（精神訓・主術訓・秦族訓）が使われる他、「かなう」（覽冥訓・精神訓）・「刻む」（齊俗訓・説林訓）、或いは殷王朝の始祖である「契」（齊俗訓・人間訓・秦族訓）・「苦しむ様」（秦族訓）を指しているものがある。

・覽冥訓

其の功烈を考ふるに、上は九天を際め、下は黄墟に契ひ、名聲は後世に被り、光暉は萬物を重く。

・精神訓

精有れども使はず、神有れども行はず、大渾之樸に契ひて、至清之中に立つ。

・齊俗訓

故に胡人は骨を弾き、越人は臂を契み、中国は血を敵る也。

・説林訓

譬へば猶ほ客の舟に乗りて、中流にて其の劍を遺し、遽に其舟の桅に契み、暮薄にしてこれを求むるがごとし。

・秦族訓

夫れ天地の化を施すや、之を嘔けば生じ、之を吹けば落つ。豈にこれ契契たらんや。

『史記』の用例では、その殆どが殷王朝の始祖である契を指している。ただし、これは『詩』商頌／玄鳥の『經典釈文』に「契、息列の

反。殷の始祖也。本と又た偃に作る。同じく又た尙に作る。古字也。」とあるように、元々は高と表記されていたものが、後世の抄写の段階で契に標準化されたものであろう⁴⁾。

その他、殷王朝始祖の名前以外の契を使用した用例としては、刺客列伝第二十六「生きて之を劫し、必ず約契を得て以て太子に報ぜんと欲するを以て也。」が唯一のものである。これは、荆軻説話の中で荆軻自身の台詞として使用されている。この説話は『戦国策』燕策三にも見えるが、両者を比較すると、特に秦王に謁見以降、刺殺失敗に至るまでの記述はその殆どが一致する。ただし、荆軻処刑以降の後日談の記述が『戦国策』が『史記』を節略した内容となっておりことから、『戦国策』が『史記』に取材したものと考えられる。

ところで、『史記』の荆軻に関わる情報源については、刺客列伝末尾の「始め公孫季功・董生の夏無且と遊び、具に其の事を知り、余の為に之を道うことは是の如し。」を根拠とする記述の独自性がよく知られている⁵⁾。これに従えば、刺客列伝の用例が契が前漢武帝期に使用された確かな用例と認定可能かもしれない。

しかし、刺客列伝自体は、秦王暗殺未遂事件の目撃者たる夏無且が直接見聞した以外の記述、例えば秦に至るまでの荆軻の行動などの内容を豊富に持つ。従って、荆軻に関わる記述は全面的に夏無且經由の情報にもとづくものではなく、上記太史公曰にも記されるような、複数の荆軻説話に取材して編纂されたものであり、夏無且經由の情報は、編纂過程の中で情報を取捨選択する根拠として利用されたとすべきたらう（それが「余の為に之を道ふことは是の如し」と記述されたの

である)。

以上の検討の結果、刺客列伝の契は『史記』が編纂の材料として用いた資料に起因するものであることを確認した。この説話の形成自体は、反秦を内容とする関係上、前漢初頭にまで降る可能性がある。

ただし、『淮南子』と『史記』の用例からすると、少なくとも前漢成立以降武帝期に至るまでに、契が特定の学派や先秦由来の材料の引用によってのみ使用され、一般には余り知られていなかった語彙である可能性が指摘できる。

『漢書』の用例については、古今人表冒頭や司馬遷伝賛のような班固自身の論評・解説部分や、王莽が政権を主導した時期にいくつか例があるがこれは後述する。それ以外には、東方朔伝・王褒伝に殷の始祖たる契が、高帝紀に「丹書鉄契」があるのみである⁶⁾。

では、他の前漢武帝期以前の文献ではどうだろうか。

・『韓詩外伝』巻六

強暴の国に事ふるは難く、強暴の国をして我に事へしむるは易し。之に事ふるに貨宝を以てすれば、則ち宝は単くるとも交はりは結ばれず。約契盟誓すれば、則ち約定まるとも反くに日無し。

『韓詩外伝』と同様の文が『荀子』富国にも引かれる。ただし、こちらは「約契盟誓」を「約信盟誓」に作っている。

・『荀子』富国

国を持つるの難易、強暴の国に事ふるは難く、強暴の国をして我に事へしむるは易し。之に事ふるに貨宝を以てすれば、則ち貨宝は単くるとも交はりは結ばれず。約信盟誓すれば、則ち約定まるとも反くに日無し。

とも畔くに日無し。

この両者の関係は、契が「信」の意味であることを意味し、文字とは関係のない意味で使われることを確認する材料となる。また両者の関係は、互いに記述に出入りがあることからして、『荀子』から『韓詩外伝』が引用したのではなく、両者共通の祖本から派生した別個のテキストを、両者がそれぞれ引用・改変したとすべきだろう。従って、『韓詩外伝』が前漢(文帝から景帝期)韓嬰撰ではあるが、「約契盟誓」という表現自体は先秦に遡る材料にもとづく了解される。

(二) 契の使用状況のまとめ

以上、先秦(前漢(武帝紀)までの契の使用状況について整理した。はじめに、統一秦以前の経書や書誌百家文獻に見える契の意味は、「刻み目を有した割り符」・「刻むという行為」・「刻み目」・「開く」などの意味で使用されており、文字に関連する意味では使用されていないことを確認した。

次に、それ以降(前漢武帝期までの文献での使用状況も同様であること、更に文献に見える漢代人の言説や公的な文書では契が使用されていないことが確認され、事実、確実な同時代資料である秦簡(統一以前・以降)・漢簡といった出土文字資料の内、律令や各種行政文書でも、契が一切使用されないことから、それが事実であることが明らかとなった。

では、次章では契と同義語で使われた券について、契と同様に調べてみることにしよう。

二 券の使用状況

(一) 文献上の使用状況

まずは契と同じく、券の使用状況についてその傾向を述べることからはじめる。

券の用例の多くは、割り符・証文などのいわゆる契約関連語彙として使用される⁽⁷⁾。契と券の意味が重なるのはまさしくこの部分であり、本論ではその意味で使用されている券を対象に分析を行うことにする。

ここで注目したいのが、いわゆる五経や『論語』・『孟子』などの儒家系文献では、券自体の使用例が殆どないという事実である。儒家系文献では、僅かに『荀子』君道篇に「契券」と契と券とが熟語化した形で使用される事例が確認されるのみである。これを上述の契が学派を問わず使用されていることと比較すると、一層その特徴が際だつ。

・『荀子』君道

符節を合し、契券を別つは、信を為す所以也。…(中略)…是の如くなれば則ち小民に在りと雖も、符節を合して契券を別つことを待たずして信あり、…(後略)…。

この事実から、少なくとも儒家の中では、券が単独かつ頻繁に使用される語彙ではなかったことが確認される。それは、『荀子』の事例が「契券」という連語であること、すなわち券が契と連言して一つの語彙に転化することでしか使用されない(＝単独で使用されない)語彙であることからも了解される。

では、この特徴は単に儒家の使用語彙の学派性に関係するのか、あるいは他の要素(地域・時間)が関係するのだろうか。以下、他の諸百家文献の事例と比較することで、その点について検討することしよう。

諸子百家文献で、契約関連語彙として使用される券の用例は、契と組み合わせられて使用されるものと、そうでないものとの大きく二つに分かれる。まずは後者の例から挙げよう。

・『戦国策』齊策四

驅つて薛に之き、吏をして諸民の当に償ふべき者を召さしむ。悉く來りて券を合はす。券徧く合ふ。起ちて命と矯はり、責を以て諸民に賜ひ、因りて其の券を焼く。民、万歳と称す。(…中略…)臣竊かに君の命と矯り、責を以て諸民に賜ひ、因りて其の券を焼き。民万歳を称す。

・『墨子』号令⁽⁸⁾

粟米・布帛・錢金を収め、畜産を出内するには、皆為に其の賈を平直し、主券の人に与へて之を書せしむ。(…中略…)吏之が券を為り、其の枚数を書す。

・『墨子』雜守

民の粟・米・布帛。金錢・牛馬・畜産を獻ずれば、皆為に平賈を置き、主人に券を与へて之を書す。

・『韓非子』外儲說右下

田嬰官をして押券・斗石・累升の計を具せしむ。王自ら計を聴き、計は聴くに勝へず。(…中略…)俄にして王已に睡る。吏盡く刀

を揅き其の押券斗石の計を削る。

・『商君書』定分

即ち左券を以て吏の法令を問ふ者に予へ、法令を主るの吏は、謹んで其の右券を木柙に蔵し、室を以て之を蔵し、封ずるに法令の長印を以てす。即し後物故有れば、券書を以て事に従ふ。

・『史記』平原君虞卿列伝

且つ虞卿其の兩權を操る。事成れば、右券を操りて以て責む。事成らざれば、虚名を以て君に徳せんとす。

・『管子』輕重丁

貸称の家、皆其の券を折り、而して其の書を削り、其の積蔵を發し、其の財物を出だし、以て貧病を賑はし、其の故舊に分かつ。

・『管子』問

人の粟米を貸して、別券ある者は幾何家ぞ、問う。

・『管子』山国軌

女貢の織帛、苟くも国奉に合する者は、皆置きて之を券にす。(…中略…) 勝・羸・肩糗・公衣は、功已れば而ち公に歸し、券を折る。

・『管子』山至数

皮革筋角・羽毛竹箭・器械財物・苟くも国器・君用に合ふ者は、皆上に矩券有り。君、郷州に実たして焉を蔵せしむ。曰く、某月某日、苟くも責に従ふ者は、郷に決し州に決せんと。

これらの用例は皆、割り符の意味で使用されている。また、時期的には紀元前三世紀に降る。従って、券は契よりも後出の語である可能性が高いことが推測される。

券が『戦国策』斉策や『管子』など斉と関係が深い書籍に見えることからすると、斉で使用されていた方言である可能性も考えてもよいが、材料の不足もあるため本論では時代差の部分だけ指摘しておく。

(二) 出土文字資料の事例

続いて、出土文字資料に見える券について見てみよう。

・雲夢睡虎地秦簡。秦律十八種 八〇—八一¹⁴⁾

県・都官の效・計に坐し以て償を負ふ者、已に論ずれば、畜夫即ち其の直錢を以て其の官長及び冗吏に分負し、而して人ごとに券を与へ、以て少内に效し、少内以て之を收責す。其の羸を入るる者も、亦た官券を与へ、之を入れる。其の債敢て歳を逾ゆる母し、歳を逾へて入れず及び令の如くせざる者は、皆律を以て之を論ず。

・同 法律答問 一四六

久書・符券・公璽・衡累を亡なふ、已にして坐して以て論ぜらるも、後に自ら亡ひし所得、論は除(ゆる)すに当つや、当てざるや。当てず。

・同 一七九

●何をか券を亡さば而ち害をなすと謂ふか。●校せる券右を亡すを害と為す。

・雲夢龍崗秦簡¹⁵⁾

……禁苑中に……する者は吏に参券を与ふ……

・張家山漢簡『奏讞書』二二^①

(始皇帝六(前二四二)年)六月癸卯、(里)典の嬴が告げて曰はく、
 (…中略…) 婢に訊す黨に与に争門する・相ひ怨む・□□葆庸を
 取る・里人知識弟兄の貧窮にして、疑ふらくは婢を盜傷する者有
 るや。曰く、有る母し。刀を視るに、鉄環・長九寸。婢債れし所
 に尺半の荊券一枚有り、其の齒は賈人の券の類し。婢曰く、此の
 券母し。女子噲を訊問するに、曰く、内中に病臥し、出入するを
 者を見ず。順等求めて得ず、獄史拳闕に令して代はらしむ。拳闕
 婢の債れし「所」の券を以て賈市者を廉視するに、繒中の券の類
 きなり。今、販繒者に令して視しむるに、曰く、券齒百一十尺・
 尺百八十錢。錢千九百八十、繒中の券の類し。艘等に訊す。曰く、
 此の券母し。其の左を護求するも、得ず。拳闕求むるも、微物の
 以て之を得る母く、即ち人の豎子及び賈市者・舍人・人臣僕・僕
 隸臣・貴大の人臣の敬徳ならざる、它県の人の來りて庸に乘じ、
 疑ふらくは盜賊を為す者を收訊し、遍ねく其の為謂を視、即ち出
 入の所、以て衣食を為す者を簿し、其の居処の状を廉問するも、
 得ず。(…中略…) 即ち就きて訊讞し、恐獨して答たんと欲するに、
 改めて曰く、貧急にして作業母く、恒に旗下に遊び、數ば賈人の
 券を見、言雅に剽盜せんと欲し、詳りて券を為り、操り、盜むべ
 きを視、券を其の旁に盜置し、吏をして賈市者を求めしむるも、
 言母し。孔、一女子の簪を操り錢を但ふを見、其の時吏悉く黔首
 に令して田に之きて螽を救はしめ、邑中人少なく、孔自ら以て利
 あり、女子を刺殺して錢を奪ふに足ると為し、即ち從ひて巷中に

到り、左右に人母きを瞻、刀を以て刺し、錢を奪ひて去走す。前
 に匿して言はざるは、罪あり。問ふこと辞の如し。贓千二百錢、
 已に核し、孔は完して城旦と為す。孔は端に券を為り、人を賊刺
 し、錢を盜奪し、券を其の旁に置き、吏をして知る勿からしめ、
 未だ嘗つて有らず。黔首之を畏害し、出人敢へてせず、斯くの若
 きは甚だ大害なり。順等求めて得ず、乃ち拳闕に令して代はらし
 むるも、微物母く、拳闕智を以て研して求得し、其の得る所以の
 者甚だ微巧、盜賊をして敢て発せざらしむ。(…後略…)

・張家山漢簡『算數書』税田

税田。税田廿四步。八步ごとに一斗なれば、三斗を租とす。今券
 を三斗一升に誤る。問ふ幾何步ごとに一斗なるか。得て曰く、七
 步卅七(一の誤り) 分歩の廿三にして一斗なりと。術に曰く、三
 斗一升なる者を法と為し、税田を十して「実と為す」、法の如く
 にして一步たらしむ。

・同 誤券^①

誤券。禾に租するに券を誤まる者、術に曰く、升無き者は税田の
 数を置きて以て実と為し、而して券の斗を以て一と為し、石を以
 て十と為し、并せて以て法と為す。法の如くにして一步を得。其
 の券に斗有る者は、与田の歩数を置きて以て実と為し、而して券
 の斗を以て一と為し、石を以て十と為し、并せて以て法と為す。
 法の如くにして一步を得。其の券に升有る者は、与田の歩数を置
 きて以て実と為し、而して券の升を以て一と為し、斗を以て十と
 為し、并せて法と為す。法の如くにして一步を得。

同 租誤券

租誤券。田一畝、之に租すること十歩に一斗。凡そ租は二石四斗。今券を二石五斗に誤る。其の歩数を益軟せんと欲す。問ふ益軟すること幾何ぞ。曰く、九歩五分歩の三にして一斗。術に曰く、誤券を以て法と為し、与田以て実と為す。

・張家山漢簡『二年律令』賊律一四一—一五

…諸を詐りて券書を増減し、及び書を為るに故に詐りて副せず、其の以て負債を避けんとし、賞賜財物を受くるが若きは、皆贓に坐して盗と為す。

・同 賊律五二

書・符券・門衛に入るの木久・塞門・城門の鑰を亡せば、罰金各二兩。

・同 戸律三三一—三三六

民の先に令して相ひ田宅・奴婢・財物を分かつたんと欲するものは、郷嗇夫身もて其の令を聴き、皆参券もて之を書し、輒ち上すること戸籍の如し。争有る者は、券書を以て従事し、券書母きは、聴くなかれ。分かつ所の田宅、戸を為さずとも、得て之を有し、八月に至りて戸に書す。留めて先令を難じ、券書を為らざるは、罰金一兩。

・同 金布律四二六

…吏…官に告ぐる、及び婦任し県道官に行き□、稗官の印を有する者は、券書の其の廷に上すを聴く。居県道に移し、居県道皆封蔵す。

・同 金布律四二九—四三二

官の作務・市を為し、及び租質錢を受くるは、皆な詬を為し、封ずるに令丞印を以てして入れ、参券を之に与へ、輒ち錢を詬中に入れ、中弁もて其廷に上し。質ある者は券を与ふるなかれ。

・馬王堆漢墓帛書 老子甲篇後古佚書 明君^②

虚券を以て之を言ふ者なり。臣は賢士の請を以て虚券以てせざるの言を為す。

・『孫臏兵法』勢備^⑬

…券不道（前とのつながりは欠文のため不明）。

以上の出土文字資料の事例は、戦国後期（前三世紀）から前漢にかけてのものだが、確実な時期を想定可能である睡虎地・龍崗秦簡や、始皇帝期の紀年を持つ奏讞書や前漢の二年律令でも券が専用され、契が一切使われていない。このことからすれば、数値を伴った証明事項が記載された割り符について、行政用語としては券が排他的に使用されていることが確認される。

これを裏付けるように、近出の里耶秦簡からも券の用例が獲得されている。

・里耶秦簡

【J1⑧13正】廿六年八月庚戌朔丙子（…中略…）今、校券一牒を為し、上す。（…中略…）其れ之を亡くさば、債券を為りて遷陵に移せ。（…後略…）
【J1⑨1正】卅三年四月辛丑朔丙午（…中略…）今、錢校券一を為り上す。（…後略…）

里耶秦簡では、始皇帝三十三（前二一四）年の紀年を持つ複数の簡で「錢校券」なる表記が見られる。この表現は、J1⑨2正・J1⑨4正・同5正・同6正・同7正・同8正・同9正・同10正・同11正・同12正にも見える¹⁶。何れも、質によって発生した債務を労役で支払っている人物について、その配属先に債務の計算やその取扱いについての文書であり、「錢校券」が行政上の特定の意味を持たせた用語であることが了解される。

この用語については、J1⑨3正面の「錢校券書」が正式の表記で、「錢校券」やJ1⑨6正の「錢券」はその略表記と推定される。また、錢校券書という文書自体、簡の文面が債務関係であることから、債務の存在とその具体的内容を証明するためのものであると考えられる¹⁷。

J1⑧134正面の内容自体は、遷陵県の公船の貸し出しに関わるものだが、この簡の券の具体的な使用状況として、「校券」「債券」の二例が知られる。前者は文面からしておそらく公船の貸し出しを証明する文書の写し（実際に、J1⑧134正面の文書と共に送付されたものである¹⁸）であり、後者は船を亡失した場合に作成される債務証明書であるとそれぞれ考えられる。

以上、秦く前漢にかけて、証明すべき事項が記入された割り符や文書に、契ではなく券が排他的に使用されること、すなわち、秦く前漢において券こそが公的に定義された行政用語であることが確認された。

次節では契と券の両者を合わせた「券契」「契券」なる語について採り上げる。

（三）熟語としての「契券」・「券契」

では次に「券契」・「契券」と連語で称される事例を挙げる。

・『管子』輕重甲第八十

子、之と与に其の券契の齒、釜鑪の数を定めよ。侈算を為すを得ず。

・『管子』輕重乙第八十一

君、幣の輕重に直て、以て其の数を決し、券契の責無からしめよ。則ち困窮に積藏するの粟、皆君に歸す。

・『管子』輕重丁第八十三

願はくは以て吾が貧萌の為に、其の子息の数を決し、券契の責無からしめん。と。（…中略…）出だす所の棧臺の職、未だ參千純なること能はざるに、而も四方の子息の数を決し、券契の責無からしむ。

・『慎子』逸文（『太平御覽』卷四四〇引）

券契を折して符節に属す。賢不肖之を用ふ。

・『淮南子』精神訓

子罕、宝玉を利とせずして、券契を争ふもの媿す¹⁹。（子罕は宋人。

『左伝』襄公十五年）

・『淮南子』主術訓

券契束帛・刑罰斧鉞は、其の以て難を解くに於けるや、薄し。

・『淮南子』泰族訓

故に民書を知りて徳衰へ、数を知りて厚衰へ、券契を知りて信衰へ、械機を知りて実衰ふ也。

こちらの用例も、無論意味としては割り符となる。この用例の早期

のものは、『荀子』・『慎子』だが、それでも時期は紀元前三世紀後半以降に降る。

従って、契↓券↓連語（契券・券契）の順で成立した可能性が指摘できる。

これを傍証するのが『戦国策』齊策四の「契券」の事例である。

・『戦国策』齊策四

是に於て車を約へ装を治め、券契を載せて行く。

『戦国策』とほぼ同様の筋立てで構成される文章が、『史記』孟嘗君列伝に見える。

・『史記』孟嘗君列伝第十五

辞して行き、薛に至る。孟嘗君の銭を取る者を召して皆會す。息錢十万を得たり。酒ち多く酒を醸し肥牛を買ひ、諸の銭を取る者を召す。能く息を与ふる者皆來たれ、息を与ふること能はざる者も亦來たれ、皆銭を取るの券書を持ちて之を合はす。齊しく會日を為し、牛を殺し酒を置く。酒酣にして、乃ち券を持ち前の如く之を合はす。能く息を与ふる者には与に期を為し、貧にして息を与ふる能はざる者には、其券を取りて之を焼きて曰はく、孟嘗君の銭を貸す所以の者は、民の無き者の為に以て本業を為さしむるなり。息を求める所以の者は、以て客に奉ずる無きが為なり。今、富給なる者は以て期を要し、貧窮なる者は券書を燔きて以て之を捐つ。（…後略…）

・『史記』孟嘗君列伝第十五

孟嘗君、馮驩が券書を焼きしを聞き、怒りて使ひをして驩を召さ

しむ。（…中略…）先生銭を得るや、即ち以て多く牛酒を具へて券書を焼くと。何ぞや。（…中略…）無用の虚債の券を焚き、得べからざるの虚計を捐て、薛の民をして君に親しみて君の善声を彰さしめんとする也。

『史記』の該当部分は、孟嘗君自身の死及びその封地であった薛の滅亡を記した後に載せられる馮驩に関する説話であり、そこからすれば司馬遷が主体的に編纂したのではなく、別途まとまった説話に基づいて採録したものと考えられる。従って『史記』『戦国策』の該当部分は、共通の材料から別個に編纂されたものと了解される。

この前提を念頭にして両者を比較すると興味深い点が見て取れる。それは、『戦国策』が契約文書の意味で記述する券「券契」を、『史記』では何れも「券書」に改めている点である。これは、司馬遷当時、「券」と契とを比較した場合、契約文書関連連語彙として用いるべき優先順位が前者の方が高かった事を意味している。その為、契を含む語彙は司馬遷にとって古風なものであり、より同時代的な「券書」に改めたものであろう。

同様の事例として、馬王堆漢墓出土帛書『戦国縦横家書』第二十二章がある。

公、常に□契を操りて、「秦・韓を責めよ。」¹⁸「此れ其れ」公を「善しとして、張」儀を「悪しとせんこと」資多し。

この文は、『史記』田敬仲世家に同内容の文章がある。

公、常に左券を執りて、秦・韓を責めよ。此れ其れ公を善しとし

て、張儀を惡しとせんこと資多し。

この両者はほぼ同文だが、帛書では「操□契」となっている箇所が『史記』では「執左券」となっている。ここから司馬遷が契を「券」に置き換えたことが確認されるが、これは、他の前漢の出土文字資料の用例から判断すると、単に司馬遷の好みではなく時期による語彙の変化が理由といえる。

本章では、契は先秦期によく利用されていた語彙であり、券はそれより遅れた戦国期に使われるようになったこと、及び両者を併せた「契券」・「券契」という熟語も登場したことを指摘した。

そのような先秦期の契・券の使用状況は、秦の統一後、券が排他的に使用されるようになる。それは統一による行政用語彙の整理の中で券が採用された結果を反映したものであり、それを承けた前漢もまた、公的言語場（行政文書で用いられる語彙セット）から契を排除し券を使い続けたのである。

三 契の復活と「書契」文字という認識の発生

(一) 前漢末における契の復活

前章では、割り符や刻み目といった意味で使用されてきた契が、秦の統一と共に公的な語彙としては同義の券に統一されたこと、そして前漢もそれを踏襲していたことを述べた。

しかし、いわば秦々前漢の行政用語セットの中から排除された契は、前漢末になると突如使用されるようになる⁽¹⁹⁾。

・『漢書』食貨志第四下

王莽の攝に居りしとき、漢制を變ずるに、周錢を以て子母相權する有り。是に於いて更めて大錢を造す。径は寸二分、重さ十二銖、文に曰はく「大錢五十」と。又た契刀、錯刀を造る。契刀は、其の環大錢の如し、身形は刀の如し。長さ二寸、文に曰はく「契刀五百」と。錯刀は黄金を以て其れを錯す。文に曰はく「一刀直五千」と。五銖錢と与に凡そ四品、並行す。

・『漢書』食貨志第四下

莽、真に即くに、以為らく劉字を書するに金刀有り。乃ち錯刀・契刀及び五銖錢を罷めて、更めて金・銀・龜・貝・錢・布の品を作り、名づけて宝貨と曰ふ。

・『漢書』王莽伝第六十九上

（居攝二年）五月、更めて貨を造る。錯刀、一直五千。契刀、一直五百。大錢、一直五十。五銖錢と並び行ふ。

・『漢書』王莽伝第六十九上

皇天上帝降りて大佑を顯し、命を成し序を統すに、符契図文・金匱策書もて神明詔告し、予に属するに天下兆民を以てす。

・『漢書』王莽伝第六十九中

皇帝謙讓し、攝を以て之に居り、未だ天意に當らず。故に其秋七月、天重ねて三能・文馬を以てす。皇帝復た謙讓し、未だ位に即かず。故に三には鉄契を以てし、…（後略）…⁽²⁰⁾

これらの用例が王莽が政權を主導していた時期に見えるようになる以上、契の復活に彼が関係していたことは疑いない。契が経書や諸子書等の先秦文献で使用される語彙であることからすれば、契の復活

は、前漢の政権中枢層に古典的な語彙を使用し、それを理解する場が形成されていたことを示している。

これは周知のように、董仲舒の対策に象徴される武帝紀以来の儒家的教養を身につけた人物が、前漢王朝の政権中枢へ進出したことがその背景にある。彼らの身につける儒家的教養の不可欠な構成要素として、秦以来の行政用語彙セットとは異なる儒家文献由来の語彙セットがあった。そして、この二つの来歴を異にする語彙セットを身につけた人物（その代表が王莽その人である）が、朝廷のような公的な場で両方の語彙を交えて使用する時代だったといえよう。少なくとも、王莽自身は公的な場で契を使用していることからすれば、王莽の周辺には契の意味を理解している人物が少なからず存在したはずである。

おそらく、儒家のイデオロギーに強く依拠した新しい王朝を作りつつある時期に、よりそれを意識させるために、これまで使われなかった儒家由来の語彙セットにもとづく「新たな表現」を彼らは求め、それを使用したのだろう。

それはこのような公的な語彙空間の中で使用される事例以外に、孝経緯の書名に『孝経援神契』・『孝経左契』・『孝経右契』といった契を持つ書名にも窺うことができる。

ただし、王莽の貨幣政策の中で契刀が使用された期間が短いことを踏まえると、儒家的な語彙が従来の行政語彙セットの語彙を駆逐するとか、両者が一体化した新たな語彙セットが形成されるまでには至らなかったのが実情だろう。従来の行政語彙と儒家由来の語彙という、この二つの語彙セットが併存していたのがこの時代だといえる。

四 「書契」文字」という関係の成立

前節では、始皇帝の天下統一以来絶えてきた契が復活した経緯を述べた。では「書契が書記記号を意味する語彙」と認識されたのは、どのような経緯がそこにあるのだろうか。

まず、山田二〇〇九で述べたように、「書契」は前三世紀後半に初発的な使用が確認される語彙である。当該論文で整理したように、その次点で「文字」の意味は存在していない。更に言えば、前漢以降使用されなくなった語彙でもある。従って、「書契」は前漢末以前には死語だったのである。ところが、前漢末に至ると復活し、そこに「文字」の意味が加わることになる。

・『漢書』芸文志第十

易に曰はく、「上古は結繩して以て治まり、後世の聖人は之に易ふるに書契を以てし、百官以て治め、万民以て察らかなるは、蓋し諸を夫に取る。夫は王庭に揚ぐ。」と。其れ王者の朝廷に宣揚し、其の最大を用ふるを言ふ也。

・『漢書』芸文志第十

古者、八歳にて小学に入る。故に周官保氏は国子を養ふを掌り、之に六書を教ふ。と。象形・象事・象意・象声・転注・假借を謂ふは、造字の本也。漢興りて蕭何律を草し、亦た其の法を著し、曰はく、太史学童に試す、諷書九千字以上を能くするは、乃ち史為るを得。又た六体を以て之を試し、課最なる者は、以て尚書・御史・史書令史と為す。吏民上書し、字或ひは正しからざれば、

輒はち効もて挙ぐ。
 後者の文は、『二年律令』賊律・史律に類似の表現が見える（字形は通行のものに改めた）。

・賊律十七

□□□として多少其の実を誤る、及び誤脱字は、罰金一兩。誤れども、其の事行ふの可なる者は、論ずるなかれ。

・史律四七五—四七六

史の学童に十五篇を以て試し、能く書すること五千字以上を風せば、乃ち得て史と為す。又、八体を以て之を試す。郡に移し、其の八体もて大史に課し、大史課を誦し、最一人を取りて以て其の県の令史と為す。殿者は以て史と為すなかれ。三歳に一もて并課し、最一人を取りて、以て尚書卒史と為す。

・史律四七七—四七八

卜の学童の能く史書三千字を諷書し、卜書三千字を徴し、卜して九発して七以上を中つるは、乃ち得て卜と為し、以て官処と為す。其の能く三万以上を諷誦する者は、以て卜上計六更と為す。

…（欠）…。修法もて試し、六発して三以上中つる者を以て之を補す。

・史律四七九—四八〇

祝の十四章を以て祝の学童を試し、能く誦すること七千言以上の者は、乃ち得て祝五更と為す。大祝の祝を試し、祝を善くし、祠事に明るき者は、以て冗祝と為し、之を冗とす。史卜祝に入らざる者は、罰金四兩、学俚は二兩とす。

『芸文志』の「易に曰はく」以下は、『易』繫辭下伝の当該部分を踏まえている。また、この文章全体は（「古者、八歳にて」以下が、漢律を下敷きに書かれていることが、張家山漢簡『二年律令』との対比で明らかである）、「情報交換用符号」としての「文字」の歴史について述べていることが了解される。その為、『芸文志』が「書契」文字」と認識していることは明白である。

ところでこの部分は、従来より劉歆『七略』の佚文とされており（姚振宗「七略別録佚文」『師石山房叢書』所収）、『七略』が劉向の『別録』の記事を参照しているとされる伝統的認識を踏まえて考えると、この認識は、劉向父子周辺から始まったものと言える。

劉歆父子がこの解釈を提示したのか、あるいは既存の易学や小学の解釈を引用したのかは、現状確認し得る史料からは確言できない。

しかし、劉向校書作業以前の我々が現在確認可能な前漢の諸文献で「書契」が使用されてこなかったこと、更に山田二〇〇九で整理した『易』の解釈史上「書契」書記記号」が採用されてこなかった経緯を踏まえれば、劉歆がこの解釈を提示したとする推定もそれなりに確度が高いといえる。

少なくとも山田二〇〇九で述べたように、「書契」を文字の歴史の中に組み込んだのは紛れもなく劉歆であり、父劉向と自身が従事した校書事業の中で、先秦特に王莽期に盛んに顕彰された（複数回「書契」が使用される文献である）『周礼』に代表される古文系の語彙を知り得る機会が多分に存在したことが、その解釈を導き出した背景にあると考えられる。

その後、「書契」文字」の認識が後世に定着するに至ったのは、班固（『漢書』）の影響が大きい。

・『漢書』古今人表第八

書契の作りて自り、先民の得て聞くべき者、経伝の称する所、唐虞以上は、帝王に号諡有り。

・『漢書』司馬遷伝第三十二

賛に曰はく、古の書契の作してよりして史官有り、其の載籍博す。

・『漢書』敘伝第七十下

虚義は卦を画し、書契を後に作す。

『漢書』の用例は、その何れも上奏文といった前漢の記録にもとづく部分ではなく、班固自身の表現である。加えてこれら『漢書』の用例以外にも、彼自身はこの表現を気に入ったとみえ、両都賦や典引といった複数の文章で、「書契」またはそれを略した表現と考えられる契を用いている。恐らく「文字」の古雅な表現としての「書契」という認識で使用していたのだろう。

・『後漢書』班彪列伝第三十下

（筆者注・班固『典引』より）繩を踰へ契を越へ、寂寥として詔ぐること亡き者は、系（繫辭下伝のこと）も得て綴らざる也。

・『後漢書』班彪列伝第三十下

（筆者注・班固『典引』より）書契已來、未だ之を紀すこと或らざる也。

更に後漢の許慎が『説文解字』叙でこの認識を踏まえた文字の歴史を記述したことで決定的となる。

・許慎『説文解字』叙

黃帝の史倉頡、鳥獸の蹄迹の迹を見る。分理の相ひ別異すべきを知り、初めて書契を造る。

この文は、上述した『芸文志』（あるいは『七略』）の文章を典拠にしたことが明らかだが、一方『説文解字』の説解において「書契」文字の関係を否定する見解を許慎は提示している。

・『説文解字』卷十下／大部／契

大約なり。大に从ひ切に从ふ。『易』に曰はく「後代聖人之易ふるに書契を以てす。」と。

更に許慎は契と券の同義関係についても言及する。

・『説文解字』卷四下／刀部／券

契なり。刀に从ふ舛聲。券別の書、刀を以て其の旁に判契す。故に契券と曰ふと。

これら『説文解字』の記述や、彼自身が「五経無双」と称されるように経書に深い理解を持っていたことからすれば、『説文解字』叙の記述は、単なる過去の言説の引用以外の意味を持たなかったのかもしれないが、叙の内容が受容されるにつれて、「書契」文字の関係を普及させるきっかけになったのは事実だろう。

このように、後漢期以降、特に班固によって本格的に提示された「書契」文字」という表現と意味の新たな関係は、後漢一代の間に徐々に広まり（『説文解字』は後漢中期の西暦百年）、後漢の末頃にはそれに定着していたことは、例えば崔瑗『草書勢』や荀悦の『前漢紀』序、更には劉熙『釈名』第十九の篇名が「釈書契」であることから

了解されよう。²³⁾

更にその後も書契は使用され続け、西晋の書論として著名な衛恒『四体書勢』を始め、杜預『春秋釈例』・崔豹『古今注』といった複数の文献にその使用例が認められるようになる。²⁴⁾ 無論、南北朝の分断時期に至っても、南朝北朝それぞれに使用例があり（『抱朴子』外篇・『宋書』・『水経注』・『洛陽伽藍記』など）、それ以降の隋唐に至っても変わりなく使われ続けたのである。

その流れは現在に至るまで絶えることは無い。それは、甲骨文字を殷墟書契と称した羅振玉の例を挙げるだけで事足りよう（林澧二〇〇三）。そのような無意識的な伝統の流れこそが、書契を文字の古雅な称謂として受け入れてしまう背景に存在したのである（ここで、永田英正一九七六を一例として挙げておく）。

おわりに

以上、本論では書契が文字として解釈されてきた背景に、以下の歴史的事情があることを明らかにした。

まず、契と券という同義語の使用状況について、契が最も早期の事例に属すこと、そして券は前三世紀に降ることを確認し、統一秦以降の行政用語として券が採用された結果、契は稀見の語に属することとなったものの前漢末に復活し、ついには後漢以降「書契＝文字」の關係が定着するに至ったことを明らかにした。その理由として、儒家的教養が復活・定着する前漢武帝期以降、更に王莽後漢にかけての国制が儒教の教説により密着した形で整備されるようになった結果、従

来特定の学派のテキストによって保存されてきた語彙が復活したことを併せて明らかにした。

すなわち我々が古典漢文の語彙セットとして認識している語彙群は、実は統一秦以来の行政用語セット＋前漢末に復活した儒家由来の語彙という、二つの語彙セットの混在したものであること、更には前漢の多くの時期において、後者は一度死にかけたものであったのである。

このような語彙の復活と受容には、それを下支えするテキストの存在が不可欠である。実際、前漢末にそのような語彙の復活が行われた背景には、いわゆる劉向校書によって、標準テキストが整備されたことがあると考えられる。

その事業の中心人物の一人である劉歆が『七略』で「書契＝文字」の解釈を打ち出したのは、前漢期には契が一般的には使われない珍しい語彙であり、その意味も広く知られていなかったために、そのような新たな解釈を提示することができ、後世にもそれが問題なく受け入れられたと考えられる。

ところで、秦やそれを承けた前漢では、特定の語彙の強制的な置き換えが実施されたことは、主に避諱の面から研究されている（影山二〇〇二・景山二〇〇三・王建二〇〇二a・王建二〇〇二b・潘銘基二〇〇九）。

しかし、本論では契と券の出現の偏りを例にして論じたように、避諱に関わらない語彙についても、少なくとも統一後に語彙の統一が行われていたのである。

本論では、契と券という二語のみを採り上げたが、この分野で最

も研究が進んでいる避諱、特に近出の出土文字資料に統一秦期の行政語彙置き換えに関わるものがいくつか見つかっていることは(陳松長二〇〇九・遊逸飛二〇一一・張春龍/龍京沙二〇〇九・朱紅林二〇一一)、現在我々が気づいていない語彙の置き換えが存在した可能性について考えさせられるものであり、事後の課題としたい。

参考文献

日文

- 井上了 一九九九「現行本『慎子』の資料的問題について」『中国研究集刊』二四。
- 大庭脩 一九八二『秦漢法制史の研究』創文社。
一九九二「漢代の符と致」『漢簡研究』同朋舎出版。第二篇第二章。
- 影山輝国 二〇〇二「秦代避諱試探」『楚地出土資料と中国古代文化』汲古書院所収。
二〇〇三「漢代避諱に関する若干の問題について」『東洋文化研究所紀要』一四四。
- 片野竜太郎 二〇〇五「里耶秦簡に見える債務労役—J1⑨1—12簡を中心として—」『中国出土資料研究』九。
- 永田英正 一九七六「一一書契」林巴奈夫編『漢代の文物』京都大学人文科学研究所。
- 初山明 一九九五「刻齒簡牘初探—漢簡形態論のために—」『木簡研究』一七。
- 山田崇仁 二〇〇八 a 「文字」なる表記の誕生」『中国古代史論叢』五。立命館東洋史学会。
二〇〇八 b 「書同文考」『史林』九一—九四。史学会(京都大学)。
二〇〇九「書契考」『中国古代史論叢』六。立命館東洋史学会。
二〇〇三「墨子兵技巧諸篇小考」『東洋史研究』六二—二一。
- 吉本道雅

中文

- 陳松長 二〇〇九「秦代避諱的新材料」『中国社会科學報』二〇〇九年九月十日号。
- 湖南省文物考古研究所 二〇〇七「里耶發掘報告」岳麓書社。
- 湖南省文物考古研究所 二〇一一「里耶秦簡(卷)」文物出版社。
胡平生 二〇〇九「里耶秦簡八—四五号木方性質芻議」『簡帛』第四輯。上海古籍出版社。
- 吉本道雅 二〇〇七「睡虎地秦簡年代考—附論日本中国古代史研究的現状(孫正軍訳)」。『北京与京都—架設中日的知識橋梁』北京大學与京都大學第二次人文學術研討會論文或提要集。北京大學歷史學系。
- 林澧 二〇〇三「說“書契”」『吉林師範大學學報(人文社會科學版)』二〇〇三年一期。
- 劉信芳・梁柱編著 一九九七『雲夢龍崗秦簡』科學出版社。
劉隱叔 一九九三「說“契”」『成都師專學報』一九九三年二期。
馬王堆漢墓帛書整理小組編 一九八〇—一九八五『馬王堆漢墓帛書(卷)(弍)(參)』文物出版社。
- 潘銘基 二〇〇九「『史記』与先秦兩漢互見典籍避諱研究」『中国文化研究所學報』四九。
- 沈舜乾 二〇〇六「論“文字”的本稱是“書”“契”」『集美大學學報(哲學社會科學版)』二〇〇六年二期。
二〇一一「論“書”“契”是文字的最早稱謂」『漳州師範學院學報(哲學社會科學版)』二〇一一年四期。
- 睡虎地秦墓竹簡整理小組 一九九〇『睡虎地秦墓竹簡』文物出版社。
王國維 一九一七「蒼頡篇殘簡跋」『觀堂集林』五所収。
王建 二〇〇二 a 「試論中国先秦時期的避諱」『愛知大學文學論叢』一二五。

二〇〇二b 「試論中國秦漢時期的避諱」『愛知大學文學論叢』

一一六。

銀雀山漢墓竹簡整理小組編

一九八五 『銀雀山漢墓竹簡「𠄎」』文物出版社。

二〇一一 「里耶秦簡八—四五五号木方選釈」『簡帛』第六輯

上海古籍出版社。

張春龍・龍京沙

二〇〇九 「湘西里耶秦簡八—四五五号」『簡帛』第四輯。上海

古籍出版社。

張家山二四七号漢墓竹簡整理小組編

二〇〇一 「張家山漢墓竹簡」文物出版社。

二〇一一 「里耶秦簡八—四五五号木方研究—竹簡秦漢律与

『周礼』比較研究(七)——『井岡山大學學報』。

二〇一一年第一期。

注

(1) 顔師古『漢書注』「掣は刻むる也。詩大雅縣縣の篇に曰はく「爰に我が亀を掣まん」と。言ふところは刻みて之を開き、灼して之をトすと。掣の音は口計の反」。清・馮登府『三家詩異文疏証』(『皇清經解』一四〇七一—一四〇八所収)では、『漢書』叙伝の「掣亀」を引いて、齊詩の表現にもとづくとする。但し、『文選』所収の班固「幽通賦」では「契亀」に作っている。

(2) 文字とは、任意の平面上における他領域と区別される、まとまった形状によって表現されるものであり、刻み目の深さといった立体で表現されるものではない。更に言えば、文字とはある特定の言語を視覚的に表現するために作られたものであり、単なる刻み目のような符号(例えば秦簡や漢簡に見えるいわゆる「刻齒簡」(粉山明一九九五を参照)などが挙げられる)とは区別して論じるべきものである。少なくとも詩説が構築されてきた先秦く前漢という時代では甲骨文の存在は既に忘れ去られており、『漢書』芸文志、即ち『七略』が整理する八種類の書体(八体)に含まれていないことから、そのことは明白である)、契を文字の古称とする説は、甲骨文を知り得るからこそ提示可能な後付のものではない。

(3) ここで「掣」についてまとめておく。この字は、先秦く前漢にかけて普遍的に見られるが、その中でも『史記』『漢書』に見える「契(掣)令」が居延漢簡にも見えるように、前漢期に行政用語として確実に存在した表現であることが確認される。ただし、漢代の行政用語に見える「契(掣)」については、大庭脩の『方言』に見える「特、秦は掣と言ふ」にもとづき、「契(掣)令」とは、ある特定の官署でのみ有効となる法令である」とする説に従い、契とは無関係のものとしておく(大庭脩一九八二第二篇第二章第四節・同一九九二も併せて参照のこと)。

(4) 殷の始祖である契を「禹」と表記する事例は、『漢書』異姓諸侯王・百官公卿表・古今人表・礼樂志・董仲舒伝にもそれぞれ見える。また、別字形の「禹」と表記する事例が、『後漢書』・『新唐書』に見える。

(5) 時期的なことから考えて、この「余」は司馬談のこと。
(6) 但しこれについては、『太平御覽』卷五九八・六三三及び『困学紀聞』卷十二に引く『楚漢春秋』佚文に「丹書鉄券」とある。おそらくは、本来は後者の表現だったものを、『漢書』の段階で前者の表現に改編したものであろう。

(7) 券の契約関連語彙以外の用例としては、『莊子』庚桑楚「内に券^{せう}むる者は無名に行ひ、外に券^{せう}むる者は期費^{きひ}に志す。」のように、勸の仮借として使用される例などが知られる。

(8) 『墨子』號令・雜守篇を初めとする所謂兵技巧諸篇の成書時期・地域については、吉本二〇〇三を参照のこと。

(9) 『文字』微明では、老子言として、この前後を含む文章を引用する。

(10) 張家山漢簡積文は、張家山二四七号漢墓竹簡整理小組編二〇〇一に従う。

(11) 誤券については、『岳麓書院秦簡式』所収の『教』にも複数の用例がある。

(12) 馬王堆漢墓帛書の積文は、何れも馬王堆漢墓帛書整理小組編一九八〇—一九八五に従う。

(13) 積文は銀雀山漢墓竹簡整理小組編一九八五に従う。

(14) 睡虎地秦墓の積文は、睡虎地秦墓竹簡整理小組一九九〇に従う。

(15) 積文は劉信芳・梁柱編著一九九七に従う。

(16) 里耶秦簡の簡番号については、湖南省文物考古研究所二〇〇七に従う。九層目などはまだ未刊行のため、湖南省文物考古研究所二〇一一ではなく前者に従っている。

(17) 片野二〇五では錢校券書を「依頼の書類」とするが、J1⑨1正—同12正が依頼内容そのものを記した文書であり、この文書と錢校券とがセットで関係先へ送付されたはずである。従って、「依頼の書類」はJ1⑨1正—同12正であり、錢校券書は本論で述べたように、債務の存在とその具体的内容を証明するための書類とした方が良い。

(18) 括弧内は、馬王堆漢墓帛書整理小組編(弐)一九八三の補筆に従った。

(19) 例外的に、『塩鉄論』世務篇に「符契内合」が見えるが、これは春秋期の人物の会話中に出てくる語句であり、先秦由来の材料を引用したものである。但しこのような事例は、本論で述べたような、前漢の公的言語場に儒家的語彙セットが進出する最初期のものであると評価できよう。逆に、そこだけしか事例が無いことにこそ、行政用語彙セットの中に契が存在していなかった証左ともなる。

(20) この文の「鉄契」は、食貨志及び王莽伝上が貨幣の名称であったり王莽自身の言の中で使用されているのとは異なり、『漢書』の地の文で使われている。そのため、本文で述べるように契を好んで使用した班固の改編の可能性もあるが、十二回にも及ぶ天命の象徴の語句として使用されることと、王莽自身が契を使用した事実からすれば、「鉄契」が本来の語句である可能性が高い。『漢書』では別に高帝紀に「丹書鉄契」の用例があるが、これについては本文で既に述べた。また『太平御覽』巻五九八に別に引かれる『楚漢春秋』佚文に「書券」とあるが、これは文脈からして「券に書す」と読むべきものである。

(21) 但し、(こ)の意味は『說文解字』の說解にある「大約」に近いだろう。

(22) この文は大徐本にもとづくが、小徐本は「契券」ではなく契に作る。段玉裁はこの何れも否定し「書契」に作るべきだとする。これに関して、唐・玄應『一切経音義』卷一三・唐・荆溪湛然『止観輔行伝弘決』卷七・『太平御覽』巻五九八では小徐本と同じく「故に契と曰ふ也」に作る。本論では、許慎が說解では契を文字の意味では使用していないことが確認できればよいので、これらの可否については問わない。

(23) 『草書勢』(『晋書』衛瓘伝に引く)「書契の興るるや、頡皇自り始まる。彼の鳥跡を写し、以て文の章を定む。『前漢紀』序「乃ち書契を作る」(『後漢書』巻六十二にも同書の序を引く)。

(24) 索靖『草書状』「倉頡既に生まれ、書契是に為る」。衛恒『四体書勢』「倉

頡なる者は、始めて書契を作り以て結繩に代ふ」。崔豹『古今注』問答釈義第八「牛亨問ひて曰はく「古の書契有りて自り已來」。杜預『春秋釈例』土地名第四十四「然るに書契以來……」。

なお本論は、科学研究費補助金・基盤研究(B)「情報化時代における中国学次世代研究基盤の確立」(研究代表者 二階堂善弘/課題番号 23320010)による研究成果の一部である。

(立命館大學文學部非常勤講師)

